

平成31年度（2019年度）小郡市保育料 徴収金額表
【特定教育・保育（保育に限る。）等を受けた場合の利用者負担額】

（単位：円）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			保 育 標準時間	保 育 短 時間	保 育 標準時間	保 育 短 時間
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0
B 2	A階層及びC 4階層からD 7階層までを除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	6,800	5,000	4,900
C 2		均等割額のみ課税世帯	12,000	11,700	10,000	9,800
C 4	A階層からC 2階層までを除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	16,000	15,700	13,000	12,700
D 1		48,600 円以上 61,600 円未満	19,000	18,700	18,000	17,600
D 2		61,600 円以上 72,400 円未満	23,000	22,600	20,000	19,600
D 3		72,400 円以上 97,000 円未満	28,000	27,500	24,000	23,500
D 4		97,000 円以上 169,000 円未満	37,000	36,300	32,000	31,400
D 5		169,000 円以上 301,000 円未満	52,000	51,100	35,000	32,800
D 6		301,000 円以上 397,000 円未満	65,000	63,800	36,400	32,800
D 7		397,000 円以上	65,000	63,800	36,400	32,800

【注1】 要保護者等世帯（※1）のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合の利用者負担額（月額）は、この表の規定にかかわらず、次表に定める金額となります。

（※1）ひとり親世帯または、在宅障害児（者）がいる世帯

平成31年度（2019年度）小郡市保育料（要保護者等世帯） 徴収金額表
【特定教育・保育（保育に限る。）等を受けた場合の利用者負担額】

（単位：円）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層区分	定義		3歳未満児		3歳以上児	
			保 育 標準時間	保 育 短 時間	保 育 標準時間	保 育 短 時間
B 1	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C 1	市町村民税の均等割額のみ課税世帯		5,000	4,900	4,000	3,900
C 3	市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	7,500	7,350	6,000	5,850
D 1－1		48,600 円以上 61,600 円未満	9,000	9,000	6,000	6,000
D 2－1		61,600 円以上 72,400 円未満	9,000	9,000	6,000	6,000
D 3－1		72,400 円以上 77,101 円未満	9,000	9,000	6,000	6,000

- 【注2】 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等（※2）を利用している場合、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が標記の額、次に年齢の高い児童が標記額の1/2の額、3人目以降の児童は無料となります。
- 【注3】 次の階層に該当する世帯は上記【注2】にかかわらず、次の基準に基づき算定を行います。
- （ア）C2・C4・D1（市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯）
⇒特定被監護者等（※3）の中で第2子目にあたるときは標記額の1/2の額、第3子目以降にあたるときは無料となります。
- （イ）B2・C1・C3・D1-1・D2-1・D3-1
⇒特定被監護者等の中で第2子目以降にあたるときは無料となります。
- 【注4】 階層区分の認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
- 【注5】 保育料は、当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。
- （※2） 保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児、短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限る。）
- （※3） 特定被監護者等…①保護者に監護される者（未成年）②保護者に監護されていた者（①が成年に達した者）③保護者またはその配偶者の直系卑属（①②以外） < E X . 小学生や高校生等 >
※一部対象外となる場合がありますので市へお尋ねください。